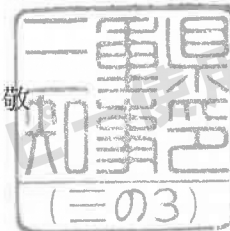


## 産業廃棄物処分業許可証

住所 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76  
氏名 有限会社大邦興業  
代表取締役 大谷 泰彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和元年12月10日  
許可の有効年月日 令和 6年12月 9日

## 1. 事業の範囲

## 【中間処理】

破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、  
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上4種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破砕施設	鈴鹿市安塚町1350番地の113、114	平成11年11月 1日	廃プラスチック類 : 4.80t/日(8h) 紙くず: 4.10t/日(8h) 木くず: 4.80t/日(8h) ガラスくず等 : 4.80t/日(8h)	-	

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月10日 新規許可  
平成14年10月 4日 変更許可  
平成16年12月10日 更新許可  
平成21年12月17日 更新許可  
平成26年12月10日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有